

委任統治・信託統治については既に講義である程度触れた。ここでは、それ以外の場  
合について検討する<sup>1</sup>。以下の具体例を見て、そこにどのような問題がありうるか考  
えてみよう。講義では、全体を概観した後、特にコソヴォについて検討するので、関連資  
料を見てきていただきたい。

## 1. 国際連盟期

### ● Saarland<sup>2</sup>

- [ヴェルサイユ条約](#) 49 条により、連盟が trustee/fidéicommissaire として統治。条  
約発効 15 年後に住民投票により仏独いずれかへの帰属を決定 (同条約第 4  
章附属書 (Annex)) 34 項。
- 連盟を代表する委員会による統治 (同 16 項)
- 委員会はドイツ帝国が有していた全ての統治権限 (all the powers of  
government/tous les pouvoirs de gouvernement) を有する (同 19 項)
- 1920 年 2 月 13 日 委員会が構成される<sup>3</sup>。
- 1920 年 3 月 25 日 委員会、第 1 回報告書提出<sup>4</sup>。
- 1935 年 1 月 13 日 住民投票によりドイツへの帰属決定<sup>5</sup>
- 1935 年 2 月 28 日 委員会からドイツへ統治権限が移管 (transmission/transfer)  
される<sup>6</sup>。

### ● Leticia 紛争 (コロンビア・ペルー)

- 1932 年 コロンビア統治地域にペルー人部隊侵入<sup>7</sup>
- 1933 年 3 月 1 日 連盟理事会、ペルー部隊撤退と両国による交渉を求める報

---

<sup>1</sup> 家正治「国際連合による領域統治」山手治之・香西茂 (編)『現代国際法における人権と平和  
の保障』(東信堂、2003 年) 293 頁、山田哲也『国連が創る秩序——領域管理と国際組織法』  
(東京大学出版会、2010 年)。

<sup>2</sup> 田岡良一「ザール地域の法的構成 (一) (二)」[国際法外交雑誌](#) 29 卷 9 号 (1930 年) 797 頁、  
10 号 (1931 年) 869 頁、田岡良一「ザール地域について」[外交時報](#) 69 卷 2 号 (1934 年) 116  
頁。

<sup>3</sup> *Official Journal of the League of Nations*, 1920, pp. 49-50. 国際連盟官報は [HeinOnline](#) ([電子リソ  
ースへのアクセス](#)) あるいは [法学部図書室](#) で利用できる。

<sup>4</sup> *Official Journal of the League of Nations*, 1920, p. 100.

<sup>5</sup> F.P. Walters, *A History of the League of Nations*, London, Oxford University Press, 1952, 594-595.

<sup>6</sup> *Official Journal of the League of Nations*, 1935, pp. 529-530.

<sup>7</sup> Report of the Council, *Official Journal of the League of Nations*, 1933, p. 599.

告書<sup>8</sup>を採択し、当該地域を連盟の委員会が統治 (take charge of) し、コロンビア軍を国際軍として用いることを決定<sup>9</sup>。

- 1933 年 5 月 12 日、24 日 コロンビア・ペルーが連盟委員会による統治に同意<sup>10</sup>。
- 1933 年 6 月 19 日 委員会による統治活動 (治安維持・公衆衛生・公共事業・紛争処理) 開始<sup>11</sup>。
- 1934 年 5 月 24 日 コロンビア・ペルー間に本件処理に関する合意成立<sup>12</sup>。
- 1934 年 6 月 19 日 委員会の活動終了<sup>13</sup>。

## 2. 国連 冷戦期<sup>14</sup>

### ● West Irian

- 1962 年 8 月 15 日 [西イリアンに関するインドネシア・オランダ合意](#)
  - ◇ 2 条 オランダは当該領域の統治 (administration) を[国連暫定統治機関 \(United Nations Temporary Executive Authority: UNTEA\)](#)に移管
  - ◇ 7 条 国連事務総長が治安部隊を設置
  - ◇ 12 条 UNTEA からインドネシアへの統治権の移管を予定
- 1962 年 9 月 21 日 [総会決議 1752\(XVII\)](#)により、事務総長に上記合意に定められた任務を果たすことを授権。
- 1962 年 10 月 1 日 UNTEA による統治開始<sup>15</sup>
- 1962 年 10 月 3 日 上記合意 7 条に基づく治安部隊 (United Nations Security Force) の活動開始<sup>16</sup>

---

<sup>8</sup> *Ibid.*

<sup>9</sup> *Official Journal of the League of Nations*, 1933, p. 503, p. 511.

<sup>10</sup> *Official Journal of the League of Nations*, 1933, p. 971, p. 973.

<sup>11</sup> 詳細は、Report to the League of Nations by the Commission for Administering the Territory of Leticia (No. 2), *Official Journal of the League of Nations*, 1934, p. 912, pp. 918-924.

<sup>12</sup> Agreement of Rio de Janeiro between Colombia and Peru, *Official Journal of the League of Nations*, 1934, p. 933.

<sup>13</sup> Final Report to the League of Nations by the Commission for Administering the Territory of Leticia (No. 4), *Official Journal of the League of Nations*, 1934, p. 940.

<sup>14</sup> 神山晃令「国際連合の施政権能」[国際法外交雑誌](#) 87 卷 1 号 (1988 年) 25 頁。

<sup>15</sup> [Annual Report of the Secretary-General of the Work of the Organization 16 June 1962 – 15 June 1963](#), U.N. Doc. A/5501, p. 36.

<sup>16</sup> *Ibid.*

- 1963 年 5 月 1 日 統治権限が UNTEA からインドネシアに移管される<sup>17</sup>。
- Namibia (委任統治終了までの経緯は既に扱った)<sup>18</sup>
  - 1966 年 10 月 27 日 [総会決議 2145\(XXI\)](#)により、委任統治終了、南西アフリカ特別委員会による統治 (administration) を決定。しかし、1989 年まで南アによる支配は継続した。
  - 1967 年 5 月 19 日 [総会決議 2248\(S-V\)](#)により、南西アフリカ理事会<sup>19</sup>を設置
  - 1968 年 6 月 12 日 [総会決議 2372\(XXII\)](#)により、南西アフリカをナミビアと改称。
  - 1974 年 10 月 7 日 ナミビア理事会、天然資源に関する布告<sup>20</sup> 理事会の許可なしのナミビアの天然資源の探査開発を禁止
  - 1978 年 9 月 29 日 [安保理決議 435](#) 住民投票によるナミビアの独立のために[国連ナミビア独立支援グループ \(UNTAG\)](#) を設置
  - 1982 年 12 月 10 日 [国連海洋法条約](#)採択 ナミビア理事会によるナミビアの参加を予定 (305 条)
  - 1988 年 12 月 22 日 [アンゴラ・キューバ・南ア、安保理決議 435 の実施に合意](#)
  - 1989 年 11 月 7 日から 11 日 [住民投票実施](#)
  - 1990 年 3 月 21 日 [ナミビア独立。UNTAG 任務終了。](#)
  - 1990 年 9 月 11 日 [国連総会決議 44/243A](#) ナミビア理事会解散

### 3. 冷戦後<sup>21</sup>

- Cambodia
  - 1991 年 10 月 23 日 パリ協定 (Agreement on a Comprehensive Political

---

<sup>17</sup> *Ibid.*, p. 39.

<sup>18</sup> 家正治「ナミビアの独立と国際連合」[海外事情](#) 38 巻 6 号 (1990 年) 72 頁

<sup>19</sup> 家正治「[国連ナミビア理事会の国際統治](#)」神戸外大論叢 27 巻 1 号 (1976 年) 313 頁。

<sup>20</sup> Decree on the natural resources of Namibia, U.N. Doc. A/AC.131/33, reprinted in [International Legal Materials](#), Vol. 13, 1974, p. 1513. 家正治「[ナミビアの天然資源保護のための布告第 1 号](#)」神戸外大論叢 40 巻 5 号 (1989 年) 63 頁。

<sup>21</sup> 酒井啓亘「[国連憲章第七章に基づく暫定統治機構の展開](#)」神戸法学雑誌 50 巻 2 号 (2000 年) 81 頁、望月康恵「[国際連合による『統治』法と政治](#) (関西学院大学) 55 巻 4 号 (2004 年) 752 頁、望月康恵「[国際機構による『統治』法と政治](#) (関西学院大学) 57 巻 2 号 (2006 年) 284 頁。

#### Settlement of the Cambodia Conflict<sup>22)</sup>

◇ Annex I, Section B, 1.: “all administrative agencies, bodies and offices acting in the field of foreign affairs, national defence, finance, public security and information will be placed under the direct control of UNTAC”.

- 1992 年 2 月 28 日 [安保理決議 745](#) [UNTAC](#) 設置
- 1993 年 5 月 23 日から 28 日 [制憲議会選挙](#)
- 1993 年 7 月 1 日 カンボジア暫定国民政府 (Interim Joint Administration – Provisional National Government) 成立<sup>23</sup>
- 1993 年 11 月 4 日 [安保理決議 880](#) UNTAC 任務終了

#### ● Eastern Slavonia

- 1995 年 11 月 12 日 [クロアチア・セルビア合意](#)
  - ◇ “3. The United Nations Security Council is requested to authorize an international force to deploy during the transitional period to maintain peace and security in the region and otherwise to assist in implementation of this agreement.”
- 1996 年 1 月 15 日 [安保理決議 1037](#) [UNTAES](#) 設置
- 1998 年 1 月 15 日 [UNTAES 任務終了](#)

#### ● Kosovo

- 1999 年 6 月 3 日 セルビア、[Peace Plan](#) に同意
- 1999 年 6 月 10 日 [安保理決議 1244](#) [UNMIC](#) 設置
  - ◇ パラ 9 任務の内容
  - ◇ パラ 10 国際的統治の実施 事務総長に授権
  - ◇ パラ 11(b) 領域統治権限 “[p]erforming basic civilian administrative functions where and as long as required”
- 1999 年 7 月 12 日 [事務総長報告](#)
  - ◇ パラ 35 領域統治権限の具体的内容 “All legislative and executive powers, including the administration of the judiciary”
- 1999 年 7 月 25 日 [UNMIC 規則 1999/1](#) (事務総長特別代表が制定)
  - ◇ 1.1 条 “All legislative and...”
  - ◇ 2 条 “[...] shall observe internationally recognized standards”
  - ◇ 3 条 “The laws applicable in the territory of Kosovo prior to 24 March 1999

<sup>22</sup> [United Nations Treaty Series, Vol. 1663](#), No. 28613, p. 56.

<sup>23</sup> [Report of the Secretary-General Pursuant to Paragraph 7 of Resolution 840 \(1993\), U.N. Doc. S/26090](#), 16 July 1993, para. 6.

shall continue to apply in Kosovo insofar as they do not conflict with...”

- 1999 年 12 月 12 日 [UNMIC 規則 1999/24](#)
    - ◇ 1 条 Applicable law
      - ◆ 1.1 条 規則 1999/1 の 1.1 条・3 条を部分的に修正
      - ◆ 1.3 条 規則 1991/1 の 2 条を詳細化
        - “internationally recognized human rights standards, as reflected in particular in [...]” この“standards”の法的地位は？
  - 2004 年 8 月 23 日 UNMIK と [ヨーロッパ審議会](#)<sup>24</sup>との間で [少数者保護枠組み条約](#) および [ヨーロッパ拷問防止条約](#)<sup>25</sup>に関する協定が結ばれる ([プレスリリース](#))。条文は以下の [ヨーロッパ審議会閣僚委員会資料](#)中の Draft Agreement (2 点)。
    - 2005 年 6 月 2 日 同協定に基づく [UNMIC 報告書](#)

“[t]his does not imply that these treaties and conventions are in any way binding on UNMIK” (p. 27)
    - 2006 年 2 月 7 日 自由権規約 [国家報告書 Kosovo \(Serbia and Montenegro\)](#) を UNMIK が提出。
    - 2006 年 8 月 14 日 自由権規約委員会 国家報告書に対する [最終所見](#) 発表
      - ◇ パラ 2 “UNMIK, on the basis of its obligations under Security Council resolution 1244 (1999) to protect and promote human rights in Kosovo, prepared its report”
      - ◇ パラ 4 “[O]nce the people are accorded the protection of the rights under the Covenant, such protection devolves with territory and continues to belong to them, notwithstanding changes in the administration of that territory. [...] It follows that UNMIK [...] [is] bound to respect and to ensure to all individuals within the territory of Kosovo and subject to their jurisdiction the rights recognized in the Covenant.”
- East Timor/Timor Leste
    - 1999 年 5 月 5 日 [ポルトガル・インドネシア合意](#) 独立を問う住民投票
    - 1999 年 6 月 11 日 [安保理決議 1246](#) 選挙監視団 UNAMET 設置
    - 1999 年 8 月 8 日 [住民投票](#) 独立多数 その後治安悪化
    - 1999 年 9 月 15 日 [安保理決議 1264](#) オーストラリア軍を中心とする多国籍軍 INTERFET に武力行使権限授権 治安維持・人道活動支援 (para. 3)。事務総長に暫定統治機構立案を要請 (para. 11)。
    - 1999 年 10 月 4 日 [事務総長報告](#) UNTAET 設置提案

<sup>24</sup> [ヨーロッパ評議会](#)と訳されることもある。EU とは異なる国際機構であることに注意。

<sup>25</sup> 国連の枠組みで作成された [拷問禁止条約](#) (日本も当事国) とは異なることに注意。

- 1999 年 10 月 25 日 [安保理決議 1272](#) [UNTAET](#) 設置
  - ◇ 任務の詳細は para. 2
- 2001 年 8 月 30 日 [制憲議会選挙](#)
- 2002 年 4 月 14 日 [大統領選挙](#)
- 2002 年 5 月 20 日 [東ティモール独立](#) UNTAET 任務終了

以上